

令和8年度宇宙関連事業調査等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 事業名

令和8年度宇宙関連事業調査等委託業務

(2) 事業の目的

令和7年2月に、本県でスペースポート（以下「射場」という。）の開港を目指す民間団体が組織されたことを受け、県では射場先進地の現地調査や、射場の地元自治体、国との意見交換など、射場に関する情報収集を進めてきた。

令和7年10月に、同民間団体から「スペースポートの開港及び宇宙産業の振興」に関する政策提言（以下、「提言」という。別添「高知県への政策提言【スペースポートの開港及び宇宙産業の振興】の概要」を参照。）が提出されたことを踏まえ、令和8年4月に「高知県におけるスペースポート実現可能性研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、関係者や専門家等とともに、本県における射場開発の実現可能性等について検討を開始したところである。

本業務では、射場に必要とされる施設設備や地理的条件、需要等に関する基礎的な調査を行うとともに、提言内容を踏まえ、本県における射場の実現可能性について評価することを目的とする。

(3) 事業の内容

別途定める「令和8年度宇宙関連事業調査等委託業務 仕様書」によるものとする。

(4) 委託期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

2 見積限度額

10,925千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度宇宙関連事業調査等委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定し、それぞれに通知する。ただし、提案が審査要領に定める条件を満たしていない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

なお、参加者が多数の場合は、一次審査として提出された企画提案書により書類審査を実施

する場合がある。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と企画提案内容の調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときに随意契約を締結する。候補者選定の通知書の日付から15日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が改めて県と交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県の令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。※
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) これまでに国又は地方公共団体が発注した射場に関する調査業務の履行実績があること。

※（1）の競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書（令和6年度から令和8年度 競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入の上、必要書類を添付して次の提出先へ提出し、契約締結日までに登録を完了すること。高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照すること。

〈申請書の提出先〉

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県会計管理局総務事務センター
TEL 088-823-9788

6 説明会

日時：令和8年5月19日（火）15時から（1時間程度）

実施方法：オンライン（Zoom ミーティング）

参加を希望する事業者は、説明会参加申込書（様式1）を令和8年5月18日（月）15時までに、高知県産業振興推進部産業イノベーション課へ電子メールで送信し、電話により着信を確認すること。なお、説明会に参加しない場合でも本プロポーザルへの参加申込は可能とする。（問い合わせ先は下記14参照）

※説明会は、2名以内の参加とする。

※説明会の録画・録音は不可とし、説明会参加申込書の提出により、録画・録音しないことに同意したものとみなす。

7 質疑と回答

質疑は令和8年5月21日（木）17時までに質疑書（様式2）により電子メールで受け付ける。質疑書の送信後は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は令和8年5月25日（月）に高知県産業振興推進部産業イノベーション課ホームページに掲載する。

8 プロポーザルへの参加申込及び資格審査

(1) 申込方法

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を予定している者から、次表に掲げる参加申込書類一式の提出をもって受け付ける。

	書類の名称	部数
1	参加申込書（様式3）	紙1部
2	法人概要書（様式4）	紙1部
3	本店及び県内に所在する営業所等の都道府県税について滞納がない旨の納税証明書※1	紙1部
4	本店及び県内に所在する営業所等の消費税及び地方消費税について滞納がない旨の納税証明書※1	紙1部
ー	競争入札参加資格審査申請書の写し※2	紙1部

※1 提出日を起点として過去3ヶ月以内に発行された証明書を提出すること。

※2 入札参加資格登録者名簿への登録予定の場合のみ必要。

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

ウ 提出期限

令和8年5月27日（水）17時（必着）

エ 提出先

〒780-8515 高知市永国寺町6-28

高知県産学官民連携センター「ココプラ」内

高知県産業振興推進部産業イノベーション課 担当：辻、田部

TEL 088-823-9781

(2) 資格要件の確認

高知県産業振興推進部産業イノベーション課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年6月2日（火）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書等を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知書の日付の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことに関する説明を求められることができる。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度宇宙関連事業調査等委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和8年度宇宙関連事業調査等委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年6月24日（水）までに、全ての参加者に文書で通知する。当該審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

12 日程

令和8年5月14日（木）	募集開始
令和8年5月18日（月）15時	説明会参加申込締切り
令和8年5月19日（火）15時	説明会
令和8年5月21日（木）17時	質疑書提出締切り
令和8年5月25日（月）	質疑書回答（産業イノベーション課HPに掲載）
令和8年5月27日（水）17時	参加申込書類一式提出締切り
令和8年6月2日（火）	参加者資格確認結果通知
令和8年6月12日（金）17時	企画提案書提出締切り
令和8年6月22日（月）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年6月24日（水）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）することがある。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定によ

り非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式5により提出すること。

なお、開示・非開示の判断については様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

- (4) 契約の相手方以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

14 問い合わせ先

高知県産業振興推進部産業イノベーション課 担当：辻、田部

TEL 088-823-9781 FAX 088-821-7112

E-mail 121701@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。